

島農共公告第 19 号
令和 8 年 3 月 31 日

組 合 員 様

島 根 県 農 業 共 済 組 合
組 合 長 理 事 堀 江 眞

令和 8 年産畑作物共済に適用する単位当たり共済金額について

標記の件について、下のとおり公告します。

共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	右に掲げる金額が適用となる地域	単位当たり共済金額の範囲										
			順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
大豆	1類 (乾燥した子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種の大豆)	島根県の区域	対象農業者以外が耕作の業務を営む耕地に係る大豆	113円	102円	90円	79円	68円	-	-	-	-	-
			対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆(うち課税対象農業者に係るもの)	287円	258円	230円	201円	172円	113円	102円	90円	79円	68円
			対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆(うち免税対象農業者に係るもの)	295円	266円	236円	207円	177円	113円	102円	90円	79円	68円
			種子の用に供することを目的とする大豆の耕作を行う耕地に係る大豆	420円	378円	336円	294円	252円	-	-	-	-	-
	2類 (乾燥した子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆)	島根県の区域		1,047円	942円	838円	733円	628円	-	-	-	-	-
	6類 (乾燥した子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆)	島根県の区域	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	113円	102円	90円	79円	68円	-	-	-	-	-
			大豆について、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆(うち課税対象農業者に係るもの)	287円	258円	230円	201円	172円	113円	102円	90円	79円	68円
			大豆について、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆(うち免税対象農業者に係るもの)	295円	266円	236円	207円	177円	113円	102円	90円	79円	68円
			種子の用に供することを目的とする大豆の耕作を行う耕地に係る大豆	420円	378円	336円	294円	252円	-	-	-	-	-
			乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆	1,047円	942円	838円	733円	628円	-	-	-	-	-
			乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆	234円	211円	187円	164円	140円	-	-	-	-	-
	9類 (乾燥した子実で収穫される黒大豆)	島根県の区域	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆	1,047円	942円	838円	733円	628円	-	-	-	-	-
乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆			234円	211円	187円	164円	140円	-	-	-	-	-	
そば	2類 (秋そば)	島根県の区域	対象農業者以外が耕作の業務を営む耕地に係るそば	344円	310円	275円	241円	206円	-	-	-	-	-
			対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそば(うち課税対象農業者に係るもの)	701円	631円	561円	491円	421円	344円	310円	275円	241円	206円
			対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそば(うち免税対象農業者に係るもの)	720円	648円	576円	504円	432円	344円	310円	275円	241円	206円
	3類 (田で耕作するそば)	島根県の区域	夏そば	160円	144円	128円	112円	96円	-	-	-	-	-
			対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそば(うち課税対象農業者に係るもの)	517円	465円	414円	362円	310円	160円	144円	128円	112円	96円
			対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそば(うち免税対象農業者に係るもの)	536円	482円	429円	375円	322円	160円	144円	128円	112円	96円
			秋そば	344円	310円	275円	241円	206円	-	-	-	-	-
			対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそば(うち課税対象農業者に係るもの)	701円	631円	561円	491円	421円	344円	310円	275円	241円	206円
4類 (畑で耕作するそば)	島根県の区域	対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそば(うち免税対象農業者に係るもの)	720円	648円	576円	504円	432円	344円	310円	275円	241円	206円	

※この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。